

院内感染対策に関する取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会、その他の当該病院の組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行うことと、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を組織し抗菌薬の適正使用の実務を行います。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行うほか、必要に応じて随時研修会を行っていきます。

4. 感染症発生状況報告に関する基本情報

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策委員会に各種分離菌検出状況を報告し、情報共有を行い、必要に応じて感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が抗菌薬の適正使用を推進するため、個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

8. その他の当院における院内感染対策推進のための必要な事項

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともにマニュアルの見直し、改訂を行います。